

第 6 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成26年11月 7 日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第6回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成26年11月7日（金曜日）

午前9時59分開議

午前10時39分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①熊本県の水銀フリー推進に関する取組状況について
- ②天草市天草町高浜地区における株式会社エコアッシュのプラント建設に係る請願に対する取組状況について
- ③熊本県よろず支援拠点における支援状況について
- ④荒瀬ダム撤去について

出席委員（6人）

委員長 山口 ゆたか
 副委員長 橋 口 海 平
 委員 城 下 広 作
 委員 鎌 田 聡
 委員 重 村 栄
 委員 佐 藤 雅 司

欠席委員（1人）

委員 西 岡 勝 成

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一
 政策審議監 田 代 裕 信
 環境局長 村 山 栄 一
 環境政策課長 正 木 祐 輔
 首席審議員兼
 水俣病保健課長代理 小 原 雅 之
 首席審議員兼
 廃棄物対策課長 坂 本 孝 広

商工観光労働部

総括審議員兼

政策審議監兼商工政策課長 高 口 義 幸
 新産業振興局長 奥 藺 惣 幸
 産業支援課長 古 森 美津代
 企業局

局長 古 里 政 信
 次長兼総務経営課長 五 嶋 道 也
 工務課長 福 原 俊 明

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香
 政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前9時59分開議

○山口ゆたか委員長 それでは、ただいまから第6回経済環境常任委員会を開会いたします。

西岡委員からは、本日欠席の旨連絡がっておりますので、お伝えいたします。

それでは、早速報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から2件、商工観光労働部から1件、企業局から1件っております。それぞれの担当課長から説明を受けた後に、一括して質疑を受けたいと思います。執行部の説明は着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、報告1から資料の順に沿って説明をお願いします。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

熊本県の水銀フリー推進に関する取り組み状況について御説明いたします。

資料をごらんください。

水銀フリーにつきましては、ことしの2月議会で予算の議決をいただき、今年度から事業を行っているところですが、半年が経過し

ましたので、中間報告として今年度の進捗状況について御報告させていただきます。

まず、言葉の意味ですが、水銀フリーとは、上の箱に書いていますが、「水銀が含まれる製品をできるだけ使わないようにし、また、使用済みの製品を適正に廃棄することにより、最終的に水銀が使われなくなる状態」を指して使っております。

1をごらんいただきまして、振り返りになりますが、昨年10月10日に、水銀に関する水俣条約が全会一致で採択されました。

(2)に条約の主な内容を書いています、①にあるように、一部の水銀含有製品は、製造、輸出入が原則禁止されること、また、②にあるように、金属水銀の輸出は原則禁止されること等が定められています。

続いて、2ですが、今年度県で有識者による検討会を設け、水銀含有製品の使用削減、水銀含有廃棄物の回収、処理のあり方等について議論してもらっているところです。

(2)に検討会の開催状況を載せておりますが、これまで3回開催し、最終的には来年2月ごろに開催予定の第4回で提言の最終取りまとめをする予定です。

同じページのその上の欄にありますが、10月21日に開催した第3回では、検討会提言の中間取りまとめ素案について議論いただいています。第3回のところの米印で書いておりますが、現在、検討会で出された意見を反映する作業中として、11月中旬に中間取りまとめとして取りまとまる予定でございます。

それでは、2ページの(3)をごらんください。

今述べた中間取りまとめについて、あくまで議論の途中段階のものですが、簡単に現時点での案の概要を御説明します。

①が、県が取り組むべき主な事項ですが、そこでは水銀を使用しない代替製品などの普及啓発、水銀含有製品の廃棄方法等についての研修会の開催、また、②国が取り組むべき

主な事項として、2ポツ目ですが、水銀回収を義務づける品目の明確化等が記される予定でございます。

県としては、この提言を受け、今後県として何に取り組むべきかを財政当局と協議した上で、来年度予算として議会に御提案させていただく予定でございます。

3、国内外への情報発信をごらんください。

(1)ですが、先月の10月18日に、水俣市にて、水俣条約1周年フォーラムを環境省、水俣市とともに開催しました。中学生向けのセミナーですが、内容としては、①にあるように、知事メッセージやくまモンクイズ、④にあるように、さかなクンの講演などを行ったところでございます。

3ページをごらんいただきまして、(2)ですが、世界に向けた情報発信として、今月の3日から本日7日までタイで開催されている国際会議において、先ほどの1周年フォーラムで中学生が作成したメッセージ等を発信しております。

4、海外の水銀専門家の育成支援をごらんください。

水銀に関する環境対策が必要と考えられる国から留学生を招致し、水銀について学んでもらっています。今年度は13名から事前相談があり、5名が出願、2名が合格し、熊本県立大学に入学されました。

5、水銀フリー社会の実現に向けた現在の率先行動でございます。

(1)ですが、県庁舎や道路、トンネルにおいて、水銀を使っている蛍光灯や水銀灯から、水銀を使っていないLED照明への切りかえを順次行っているところでございます。

4ページの(2)をごらんください。

昨年12月4日に開催した熊本県・熊本市政策連携会議、これは知事と熊本市長とのトップ会談ですが、そこで知事から熊本市長に対し水銀が含まれる蛍光管等の分別回収を提案

し、市長もそれに合意しました。

そして、ことし6月5日に、再度の県・市連携会議があり、水銀の輸出が原則禁止される水俣条約が発効する前であっても、熊本県で排出された水銀は熊本県と熊本市で責任持って管理しようということで、熊本市は市内で出てきた水銀について、県はそれ以外の市町村で出てきた水銀について、その相当量をそれぞれ保管することを合意しました。

そして、一番下ですが、ことしの10月1日から、昨年12月の合意を受け、熊本市が蛍光管の分別回収を開始したことにより、県内全ての市町村における蛍光管の分別回収が実現したところでございます。

水銀フリーに関する取り組みの説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、報告2について、廃棄物対策課から説明をお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。

天草市の天草町高浜地区における株式会社エコアッシュのプラント建設に係る請願に対する取り組み状況について御説明をさせていただきます。

さきの6月議会の際にも一度御説明をさせていただいておりますが、少し繰り返しのようになりますけれども、事の経緯を少し御説明させていただきます。

苓北町にあります株式会社エコアッシュが、九州電力の苓北発電所から排出されます石炭灰を原料としますリサイクル製品を製造しております。現在は苓北町のみで実施しておりますが、そのエコアッシュのほうから、高浜において新規プラントの設置を行いたい旨の計画が提出をされております。指導

要綱に基づきまして、施設設置に伴います事前協議の手続を24年11月に開始をしたところでございます。手続の途上、天草市のほうから、生活環境保全上の見地から意見の照会をいただきまして、意見書を提出していただいております。11月20日には、天草市の意見書に対しまして、株式会社エコアッシュから、その回答並びに対応書が提出をされまして、一応協議は終了しております。

それと、地元に対する説明の要望がありましたことから、7月において、防災工事を実施する上田陶石とともに、住民の方々に事業者側から説明会を開催されたところですが、住民の理解が得られなかったという状況でございました。

その上で、2の請願の対応状況になりますけれども、25年の9月10日に、天草の環境を守る会のほうから議会のほうに請願書の提出がございました。同9月30日に、当委員会において採択がなされております。

請願の内容といたしましては、石炭灰リサイクル製品の安全性の確認並びに事業者の説明責任を果たさせることという2点でございました。

25年の11月議会におきまして、当委員会において製品の検査結果を御報告させていただいております。重金属の中で5項目、ヒ素、セレン、フッ素、ホウ素、六価クロムについて溶出検査を行いました。全て基準内であるということを確認した旨、委員会のほうに御報告をさせていただきました。

次に、5月30日に、請願に応えるために、県主催で住民説明会を開催いたしました。その際、住民の方からいろいろな御意見が出ましたが、主な意見を申し上げますと、エコアッシュの水利用に伴いまして水源へ影響調査をすべきではないかという旨がありました。

この水源というのが、エコアッシュが計画しております予定地の少し上流のところ、皿山水源ということで簡易水道の水源がござい

ます。そちらに影響があって飲み水に影響があるのではないかと御心配の向きがあったということでございます。

2点目には、県のほうから、紛争解決のために環境保全協定を事業者と地元と結んでどうかということをご提案させていただきましたが、その際、住民の方から、県もその中に入っていたきたいということが2点目の要望として上がっております。

3点目には、土壤環境基準に定められているのは8項目あるはずだけれども、11月1日の委員会に報告したのは5項目ではないかということで、総水銀、カドミウム、鉛の3項目の溶出検査が実施されていないのではないかと御指摘がございました。

それを受けまして、次のページをお開きいただきたいと思っております。

6月24日の6月議会におきまして、その第1回目の住民説明会の状況については当委員会に御報告をさせていただいております。次が10月3日でございますけれども、5月3日に、先ほど3点の住民の方々からの御意見がございましたので、それに全て対応をやりまして、住民説明会を再度開催したところでございます。

まず、1点目の水銀の影響についてでございますけれども、これにつきましては、専門家委員、地質学を専門とされる有識者に現地を踏査していただきまして、影響のありやなしやについて御判断をいただいております。その結果、尾根が間に2つあるというような状況もありまして、影響はないものと推定されるという御回答を得ているところでございます。

2点目について、環境保全協定について、県として一緒に名を連ねるべきではないかということについては、県としても立会人として入ると。なぜ立会人かと申しますと、県は許可権者でございますので、どちらということをつくわけにはいかないのです、ある意味、

行司、仲裁役として、立会人として入ってまいりたいということで回答をさせていただいております。

3つ目の溶出検査の3項目につきましては、新たに検査を行いまして、3項目についても全て基準を満たしていることを確認しております。その旨を説明いたしました。

それとともに、株式会社エコアッシュのほうからは、前回より踏み込んだ環境へのさらなる配慮ということで、交通安全対策、例えば小学、中学生が登下校いたします通学路等がありまして、高齢者に配慮するということで、速度制限の自主規制をやるとか、そういうものについて少し踏み込んだ形での対応について説明が行われたところでございます。

住民説明会の結果でございますけれども、地元住民の意見としては、エコアッシュのプラント事業そのものに反対する意見に終始して、特に私どもから説明した内容について生活環境保全上の見地からの新たな意見はなかったところでございます。当日、西岡先生と泉先生のほうにも御出席をいただいております。

今後の方針でございますけれども、県主催で住民説明会を2回開催いたしまして、1回目に出た住民からの意見並びに質問に対しまして、一応県からはできるだけ丁寧に説明を行ったところでございます。

県議会で採択された請願の趣旨、先ほど申しましたリサイクル製品の安全性の確認並びに事業者の説明責任を果たさせることについては、十分対応したものであるというふうに判断をいたしております。

これにつきましては、当請願の紹介議員であります地元3県議の——きょう御欠席でございますけれども、西岡県議並びに池田県議、泉県議のほうにも確認をさせていただきましたが、3県議とも十分に県のほうは対応

したということで、一応この請願についてはきちんと県の一定の役割は果たしたのではないかということをお願いしております。

それでまた、地元の天草市長からも、県が十分に説明を尽くして環境保全協定の締結等の提案等、一歩進んだことも行っているということについて十分理解を示されたところでございます。仮に地元住民の方たちから環境保全協定の締結の要望等あれば、天草市としても協力するという回答を得たところでございます。そういうことを踏まえまして、請願に対する県としての役割は十分果たしたものと判断しております。

今後、地域住民の要望があれば、県が立会人となって天草市の協力を得ながら環境保全協定等が締結されるよう努め、地域住民の不安の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告3について、産業支援課から説明をお願いします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

熊本県よろず支援拠点における支援状況について御報告いたします。

経済環境常任委員会報告事項の別冊の商工観光労働部の資料のほうをお願いいたします。

1ページをお願いします。

1のよろず支援拠点とは、中小企業や小規模事業者が抱える売り上げ拡大や経営改善など、経営上のさまざまな悩みの相談に、コーディネーターを中心とする専門スタッフがお話を伺い、適切な解決方法を提案するという経営相談の拠点です。本年度からの経済産業省の新規委託事業で、各都道府県に1カ所ずつ設置しております。

2の熊本県よろず支援拠点の概要です。

開設は、本年6月2日です。熊本県を含む全国40地区で同時に開設しています。残り7地区も6月30日に開設済みです。国からの受託者は、熊本産業支援財団です。相談は、コーディネーター1名とサブコーディネーター4名で対応しております。コーディネーターは、熊本県中小企業診断士協会会長の鹿子木康さんです。受け付け時間は、平日の9時から17時までとなっております。

支援方針は、1つ目は、売り上げが伸びないなどの売りに関する悩みに納得いただける結果を出すということです。中小企業や小規模事業者が持っている隠れた強みを見出し、それを生かしたヒントを提案し、売り上げアップ、販路拡大の支援を行います。

2つ目は、相談企業・事業者が抱えるさまざまな経営課題にチームを編成して解決するということです。相談企業・事業者に最適な支援機関や専門家が一緒になって課題解決を図ってまいります。

3つ目は、相談先に悩む中小企業や小規模事業者の身近な相談窓口となり、相談内容に合わせて最適の各種支援機関や専門家を紹介いたします。

以上の方針のもと、支援を行っておりますが、当然、ここに書いておりますように、産官学金の関係団体と連携を図っております。

2ページをお願いいたします。

3の熊本県よろず支援拠点における相談実績です。

6月から9月までの4カ月間で627件の相談があっており、そのうち392件が来所されています。これは、全国で6番目、九州でトップの相談実績となっております。相談のあった企業実数は219社です。

相談の特徴としましては、従業員数20人以下の企業が全体の6割を占めており、中でも5人以下の企業が4割と小規模事業者が占める割合が大きいです。業種別では、サービス業が全体の3割、製造業が2割超を占めてお

り、この2業種で全体の半分以上を占めております。相談内容では、売り上げ拡大が全体の4割であり、一番多い状況です。

具体的な相談事例を御紹介いたします。

事例の1です。

老舗食品加工業者からの相談です。長年地元で愛され、質の高い商品を製造していますが、店舗の移転によりまして昔からのお客様が減少しています。さらに、来年2月には取引先の大型小売店の閉店が予定されているという内容です。

この相談に対しまして、3つの解決策を提案し、成果を上げております。

1つ目は、新しい店舗の地域の方々への認知度向上、そして、来店を促すため、買いやすいお試し商品をつくり、さらに試食をプラスして、試食プラスお試し商品という流れの折り込みチラシを作成し、地域の告知を行うということです。これを実施しました結果、来店者数と売り上げに一定の成果がありましたので、今後も継続して実施する予定です。

2つ目は、業務用商品としての取引先の開拓です。

これは、金融機関と協力しまして、お茶小売業の開拓に成功いたしました。

3つ目は、新たな事業形態への経営革新です。

これは、同社のブランドを生かしまして、パン屋とコラボしてコラボレーション商品の試作開発に着手しました。近日中には商品化の予定とのことです。

3ページをお願いいたします。

事例2は、伝統和菓子店からの相談です。

古くから地域に愛されている和菓子店ですが、近隣に洋菓子店が出店したのに伴い、売り上げが減少しているという内容です。

この相談に対する解決策として、近隣の施設のイベントでのPRなど、販売促進活動に取り組むことを提案いたしました。当店では、施設のイベントと連動したチラシを活用

し、さらに人気商品の一つを焼きたてで提供するというサービスなどを実施いたしました。その結果、ちょうど夏休み期間中でしたので、売り上げは前年比の2倍に増加いたしました。このように徐々に効果は上げつつあります。

4のその他です。

県内の遠隔地の企業、事業者の利便性に応えるため、出張相談会を開催しています。7月の10日、11日に水俣地区の商店街、8月の25、26日に水俣・芦北地区、10月の24日に八代地区で開催いたしました。

また、先日新聞にも掲載されておりましたが、11月から八代市に県内サテライト経営相談拠点を開設しまして、月1回の無料経営相談を実施いたします。

産業支援課は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○山口ゆたか委員長 次に、報告4について、企業局から説明をお願いします。

○五嶋企業局次長 企業局でございます。

報告事項の企業局分の資料の1ページをお願いいたします。

荒瀬ダム撤去に関する取り組み状況について御報告いたします。

まず、1のフォローアップ専門委員会でございますが、去る10月29日に第8回荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会を開催しまして、上半期の環境モニタリング調査結果について報告を行いますとともに、平成26年度の工事内容について説明を行い、了承を得たところでございます。

次に、2のダム本体等撤去工事の進捗状況でございます。

①の現在までの施工状況ですが、洪水吐きゲート3門と門柱上部2基の撤去を9月までに完了しております。

②の今後の予定につきましては、前回報告

しましたとおり、本体みお筋部を撤去することにしておりまして、既に11月から撤去に着手しているところでございます。

2ページをお願いいたします。

3のみお筋部の撤去につきまして、工事の手順に沿って説明いたします。

まず、手順1ですが、最初に上の図の緑で示している工事用道路を設置いたします。

続きまして、今年度は河川内において水面以下での作業が発生いたしますことから、安全、確実に施工するため、ダム下流に締め切りコンクリート擁壁を打設いたします。中段の図で濃い青で示している部分になります。

次に、手順2ですが、発破による取り壊しを行います。

下の図は、ダム本体の断面図になります。左が上流で右が下流となります。①から⑦までの7つのブロックに分けて順番に取り壊しいたします。

3ページをお願いいたします。

写真は、昨年度の制御発破の施工状況ですが、今回もこのような制御発破を行い、コンクリートにひびを入れ、大きな固まりはブレーカーで壊しながら撤去してまいります。

続いて、手順3です。

取り壊しましたコンクリート殻は、導水トンネルに一部埋め戻すこととしております。

続いて、手順4です。

左の写真は、約60年前の建設当時の写真で、右の写真は現在の写真ですが、建設当時は水を締め切るため使用した矢板等が現在もそのまま残っております。このままでは川の流れの支障となりますので、これも撤去いたします。

4ページをお願いいたします。

上段の写真は、昨年度に設置いたしました濁水処理施設と汚濁防止膜です。

今年度も、このような対策を行い、環境に配慮しながら工事を行ってまいります。

みお筋部撤去につきましては、急流球磨川

の水を遮り、川底まで掘り進む難工事となりますので、安全や環境に十分配慮しながら施工してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○城下広作委員 水銀のことにに関してなんですけれども、回収された水銀というのは、どういう感じで保管されているのか、ちょっと保管状況を教えていただきたい。

○正木環境政策課長 4ページの暫定的な保管ということではよろしいでしょうか。

こちらについては、平成26年6月の県・市の政策連携会議で市長との合意をしまして、現在、どこでどういうふうに保管するかというのは県の施設ではやりたいということ考えているのですが、まだ検討中のところでございます。

○城下広作委員 現在、水銀灯とかなんとか、回収されているその水銀とかそういうものは、現実に今回回収されている水銀は、どう管理されているのかということです。

○正木環境政策課長 現在は、水俣条約は発効しておりませんので、まだ輸出が可能な状態となっております。ですので、回収された水銀は、水銀の含有する、例えば蛍光灯に使われるだとか、あるいは輸出されたりされているところでございます。

○城下広作委員 ということは、今現在は、まだこれが決まるまでは、水銀というのは、まさにどういう状況で、どのくらいの量があって、どういうふう処理されているかわからないということですね。

○坂本廃棄物対策課長 水銀についての保管は、通常、99.999%ぐらいの純度をする工場としては日本にはそういっぱいはありません。野村興産のイトムカというところの工場ではぼやっているというのが大勢だと御理解していただいて結構かと思います。

その中で金属水銀をどう保管するかというと、鉄器の器がありまして、鉄だけは化合しないんですね。ほかの金属類は全部合金化されますので、物すごく使い勝手のいいのが水銀なんですね。ただし、鉄だけは化合しませんので、鉄の容器に入れて水銀として保管をしているというような状況が今ございます。ほとんどが今イトムカのほうに保管をされておりまして、必要に応じて海外に輸出されたり、先ほど正木課長のほうから御説明しましたように、蛍光灯とかなんとかに使ったりとかいろんな形で使っているというような状況がございます。

ただ、今後、水銀会議の中では、そういう金属水銀そのものの輸出も原則禁止されますので、それとか、その中に水銀が含まれる製品等についても、製造、輸出が禁止されますので、その辺をどうするかということを今議論しているということでございます。

○城下広作委員 じゃあ、先ほど——身近には、医療の体温計とか、それとか学校の照明とか、ああいうのは結構水銀を使ってあるんですよ。あれは、今は全部が全部そこにちゃんと行ってるとは限らないんですよ。正直言って、その数全体を正しく把握できてるかという、それは無理だと思っています。どう保管されているのかわからない状況、だから手をつけるんですけども、恐らく今の状態でも結構ずさんな形でどこかに仮置きされたりとか、ある意味では、液体の分といいますか、という部分は容器にためているとかということばかりされてない可能性も十分ある

のではないかということで、そういう実態の調査というのはしてあるんですか。

○坂本廃棄物対策課長 昨年の2月の委員会で、当初予算で私どもも予算をいただきまして、調査を今実施しているところでございます。

先生がおっしゃるように、ずさんにといいか、今水銀そのものは廃棄物じゃないんですね。だから、例えば蛍光灯を破碎しまして埋め立てても違法ではない。

ただし、今度の水銀会議では、そういうことをきちんと環境に負荷を与えないようにしていきましょうという形になりましたので、それに対応する対応を国のほうは国のほうで一生懸命基準づくりをやっていきますし、県は県として、率先的に何がやれるかということのを今議論しているということなので……。

○城下広作委員 だから、違法じゃないからそのまま埋め立てるといふ、放棄するということもあるという可能性は高いということですたいね。

○坂本廃棄物対策課長 今のところ埋め立てても違法ではありませんので、埋め立てられているところもあるというふうに思っていたいて結構です。ただ、基本的には、破碎をするときに水銀をできるだけ抽出するところ、今各自治体とも出していらっしゃいますので、そういう努力はかなり自治体では進んでいるというように御理解をいただければと思います。

○城下広作委員 大事なのは、今からすっかりそういうことができなくなるから、それまでには腹いっぱい捨てようというふうになることが問題であって、ちゃんとやっばり今の段階でも、もう既にそういう条約を締結してそういう機運を高めているわけですから、

今の段階からそういうような形で管理をしつかりやろうということが大事ではないかということをお私としては結論的に言いたいわけであって、今の状況も大体全部わかっております。わかった上で全部聞いて、だから、できるまでの間に大変なことがあるということをおちょっと心配して言ってる状況でございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○重村栄委員 今回の城下先生の質問に関連してですけれども、県の管理下にあるその水銀を使っている照明とかを含めて、どのくらいの数あるんですか。

○山口ゆたか委員長 わかりますか。

○正木環境政策課長 済みません。幾つ——管財課のほうでこの回収事業をやっておりますが、この蛍光管も全て性質上含まれているので、何本あるかというのは、済みません、ちょっと今のところ把握しておりません。

○重村栄委員 把握してないということは、何年かかるかもわからないんですね。今後何年ぐらいかけて全部かえるかというのは、

○正木環境政策課長 3ページの下のほうにあります。今年度は、県庁舎でいいますと、新館と警察棟、球磨総合庁舎でLEDに切りかえるということをお管財課のほうでやっております。4.8億円程度かかると。

○重村栄委員 あとは、

○正木環境政策課長 あとは、県庁舎の本館、あとその他の県の出先等があるかと思っております。

○重村栄委員 道路照明関係とかは、

○正木環境政策課長 済みません、4ページに書いて……。

○重村栄委員 数はわからない。その計画もはっきりしてない。

○正木環境政策課長 済みません。数のほうは、現在私どものほうでは把握しておりませんが、今年順次入れかえをやっていくということで、今年度道路保全課のほうで5,300万円の予算で入れかえていってるところでございます。

○重村栄委員 委員会で説明するので、管財課が所管してまますじゃなくて、やっぱりこの担当している部署も、どのくらいの数があるのか、その辺は把握しとかないと、説明が中途半端になると思うので、ちょっとしっかり把握しといてください。

それと、今後どのくらい年数かかるのか、全部かえてしまうのに、それと、どのくらい費用が発生するのか、そういったものも把握して説明してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

○鎌田聡委員 先ほどの説明で、県の分については、県の——熊本市以外のやつですね、の蛍光管から取り出される水銀は県の施設で保管ということですが、どのくらいの量を想定して、どういう場所で今考えられているのか、県の施設。

○正木環境政策課長 こちらについては、今の試算では約500ミリリットルぐらいが熊本市以外の市町村から出る水銀量だと考えております。500ミリリットルで、管理する上では鍵のかかるような保管庫に保管しておれば特別な免許がなくても保管できるということですので、現在、県施設の中で、県庁も含めてですけれども、どこに保管するかというの

を検討しているところでございます。

○鎌田聡委員 500ミリリットルぐらいで済むんですか。

○正木環境政策課長 主には、蛍光管から出される水銀、体温計から出される水銀、血压計から出される水銀とありますが、蛍光管のほうは排出量が多いんですけども、水銀含有量はほとんどありませんので、また体温計、血压計はそんなに廃棄される量がありませんので、県全体で見ても、熊本市を除けば約500ミリリットル程度でございます。

○鎌田聡委員 これも、だから先ほどの説明でいくと、鉄の器の中に入れておくということですね。これはずっととっとなかないかぬということですね。

○正木環境政策課長 鉄じゃなくてもガラスでも出ていくことはないので、そういう方法もあろうかと思えます。国のほうで、そもそも輸出を禁止された後にどういうふう最終処分していくかということは今まさに議論されていくことになりますので、これずっと県で持ち続けるのか、それとも何らかの最終処分の方法が示されればそれに従うのかというのは今後考えていくことかと思っております。

○鎌田聡委員 わかりました。

○橋口海平副委員長 先ほどの県有施設の照明なんですけど、LED等の照明ということなんですけど、県内の企業の中にも照明で頑張っている会社がいると思いますので、そういうところもしっかりリサーチして、できればそういう地場産業を使っていたらいいと思います。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 よろず支援拠点のことなんですけれども、全国で6番目、九州で1番で、大変それはいいことなんですけれども、この相談の件数のうち、熊本市内に当然あるものですから、市内外の比率では大体どのくらいですか。

○古森産業支援課長 済みません。市内外という分け方では、ちょっとデータの的にまだ整理しておりませんので、申しわけありません。

○城下広作委員 ぜひ分けてもらいたいと思います。

それはなぜかという、やっぱり相談したい企業は県下いっぱいありまして、中心部にいつもあると。いつも何でも中心部に1カ所、これは仕方ないんですけども、予算の関係とか、全国でもまだ各都道府県に1カ所というような形ですから、これはこれで。

だけど、いつも地方創生と言いながら、別の話で済みません。何でもやっぱり相談は真ん中に1カ所、みんな真ん中に寄るようなシステムになるから、人は端っから真ん中に寄るような仕組みが今の世の中でございます。これは、こういうことを考えれば——やっぱり後でちゃんと後ろに出前があってやるということになっております。

だけど、いつも仕組みというのは、こんな発想がいつもやっぱりあって、結果的に身近なものが身近なところに集まり、やっぱり何でも条件がいいところという、こういうことがやっぱりあるから、ある意味では、私は、市内というか周りのほうがもっと経済的に厳しくて、本当は相談したい人がおるんだけども、需要と供給、人口が多いから、需要供給といっても市内が多いかもしれませんけれども、配慮というのは常にやるという。

だから、出前という形、しっかりとやっていただきたいし、出前には、この有名な方がよくわかりませんが、この方が行くのか、違う人が行くのかもわかりませんが、やっぱりこのサブという形の分とか何かそういうふうにならないように、ぜひ、市内外の数でどうだったのかなど。市内がこれで9割だったのであれば、郡部の人にはなかなか来にくい。情報があっても行きにくいというのは、せっかくやっても——本当に100満点というふうになってもらいたいという意味で意見を述べさせて——よろしく願いいたします。

○古森産業支援課長 まさにおっしゃるとおりだと、私どもも始めまして感じておりまして、やはりこれだけ小規模5人以下が多いというのは、なかなか熊本市内にはちょっと来にくいという面があります。

ですから、ここにも書いておりますように、出張相談に行くのはもちろんですが、最初は来所とか電話で相談いただいても、場合によっては現場に行くと、そういうことも今幾つかしております。そして、今上がっておりません県北のほうでも実はちょっと要望がありまして、出張相談をする段取りで今準備を進めております。そういう形で、やはり小規模の方に特に対応できるように、そういう形は今工夫をしております。

さらに、どういう方が相談に行ってるかということなんですが、このコーディネーターとサブコーディネーターで組んで参っております。サブと書いていますのは、ただ、サブというので軽いという意味ではなく、専門分野がそれぞれあります。コーディネーターの方がオールマイティーというわけではありませんので、例えば経営に強い方、ITに強い方、商品開発に強い方とありますので、相談内容に応じましてそれぞれ組んで出張相談に行くという形で、できるだけ今まで表に相談

できなかった方たちのニーズに応えるような工夫をしております。

○城下広作委員 課長の答弁でよく熱意がわかりましたので、しっかり頑張ってください。

○古森産業支援課長 ありがとうございます。

○重村栄委員 1つ要望してよろしいですか。

○山口ゆたか委員長 はい、どうぞ。

○重村栄委員 今の古森課長の話で、北のほうもやっていただくみたいなので安心したんですが、できればもう少し細かく、例えば振興局単位とか、あるいは地区地区の商工会議所だとか商工会とか、そういったところと連携して、少し細かくエリアを決めてやっていただくとなおいいんじゃないかと思っておりますので、検討していただければと。

○山口ゆたか委員長 ほかにこのよろず支援拠点について御質問はありますか。

なければ、そのほかにはありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 それでは、質疑を閉じたいと思います。

それでは最後に、その他に入ります。

皆さんも御承知のように、きょうは報告にかかわる関係部署しか来ておりませんが、何かございましたら、その他を受けたいと思います。何かございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

それでは、これをもちまして第6回経済環

境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長